

後期高齢者に対する健診・保健指導の在り方に関する論点

1. 基本的な考え方について

- 75歳以上の者（後期高齢者）については、必要な場合には、75歳となる前までに、特定保健指導が行われてきていると考えられる。
- 後期高齢者については、生活習慣の改善による疾病の予防効果が、75歳未満の者よりも大きくないと考えられるとともに、生活習慣の改善が困難な場合も多く、QOLの確保が重要になってきているのではないかと。
- 後期高齢者については、生活習慣の改善による疾病の予防というよりも、QOLを確保し、本人の残存能力をできるだけ落とさないようにするための介護予防が重要となってくるのではないかと。
- 糖尿病等の生活習慣病を早期発見するための健康診査は重要である。

2. 健康診査について

- 後期高齢者についても、糖尿病等の生活習慣病を早期発見するための健康診査は重要であるが、上記の理由から、75歳未満と同様に生活習慣改善のための保健指導を一律に実施する必要はないのではないかと。
- 75歳未満の者に対する健診項目は、糖尿病等の生活習慣病に着目したものであるため、後期高齢者に健診項目については、基本的には、75歳未満と同様の項目でよいのではないかと。
- 積極的な減量等を一律に行わないのであれば、腹囲については、医師の判断等によって実施する項目としてはどうか。
- 心電図等の医師の判断により実施する項目については、健診機関の医師が、これらの検査の必要性を含めて、受診勧奨とするか否かを判断し、受診勧奨と判断された者については、医療機関において、必要な検査を実施することとしてはどうか。
- 後期高齢者に対する健康診査の主な目的が、生活習慣病を早期に発見して、必要に応じて、医療につなげていくことであるならば、糖尿病等の生活習慣病についてかかりつけ医を受診している者については、必ずしも、健康診査を実施する必要はないのではないかと。

3. 保健指導

- 後期高齢者については、本人の残存能力を落とさないこと、QOLの確保等が重要であるとともに、個々の身体状況、日常生活能力、運動能力等が異なっている場合が多いため、40～74歳と同様に一律に行動変容のための保健指導を行うのではなく、本人の求めに応じて、健康相談、指導の機会を提供できる体制が確保されていることが重要ではないかと。

4. 地域支援事業との関係について

- 市町村においては、受診者の負担を軽減するため、後期高齢者に対する健康診査と地域支援事業における生活機能評価を共同で実施することが望ましいのではないかと。
- 同様の観点から、前期高齢者に対する特定健康診査についても地域支援事業における生活機能評価と共同で実施することが望ましいのではないかと。

厚生労働省 外口 崇 健康局長 殿

「標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会」において、検討中である肝機能（AST、ALT、 γ -GTP）の判定値について、以下のとおり、提案させていただきます。

異常値であるとの情報提供が必要である検査値

AST 30 IU/l 超

ALT 30 IU/l 超

γ -GTP 50 IU/l 超

上記の内、受診勧奨が必要な検査値

AST 50 IU/l 超

ALT 50 IU/l 超

γ -GTP 100 IU/l 超

平成 18 年 7 月 5 日、8 月 23 日、11 月 22 日の 3 回の班会議で、文献収集、依頼講演、各班員のアンケート調査の結果を検討し、上記の判定値を決定いたしました。

いくつかの研究の結果から、健常成人の AST の基準値上限は 30 IU/l、ALT は 25 IU/l 程度と考えられます。しかし、AST と ALT は便宜上、同じ値の 30 IU/l を共通の基準値上限と設定しました。受診勧奨が必要な異常値に関しては、肝疾患患者の治療において、通常、AST、ALT 値を基準値上限の 1.5～2 倍以下にすることを旨とするより、50 IU/l を超えたら医療機関受診を勧奨することとしました。 γ -GTP は飲酒量をよく反映しますが、必ずしも肝機能障害を直接反映するものではありません。しかしながら、 γ -GTP が 50 IU/l を超えると心疾患の危険が増すことが報告されていることから、51 IU/l 以上を情報提供が必要な値としました。受診勧奨値に関しては、経験的に γ -GTP が 100 IU/l を超えると AST、ALT の高値が高頻度に認められることから、この値を超えたら医療機関受診を勧めることとしました。

平成 18 年 12 月 20 日

日本消化器学病会肝機能研究班

世話人 井廻 道夫



高齢者における生活習慣の改善等について

1. 高血圧治療ガイドライン2004（抜粋）－日本高血圧学会－

- 高齢者においても減塩、運動、減量などの非薬物療法（生活習慣の修正）は有用であり、積極的に行うべきである。しかし、過度な生活習慣の変更はQOLを低下させる可能性があり、高齢者においては無理のない程度とすべきである。
- JSH2004における降圧目標は、若年・中年者では130/85mmHg未満とし、糖尿病や腎障害合併例は130/80mmHg未満とする。
- 降圧目標はいずれの年齢層でも140/90mmHg未満の降圧により予後改善が期待され、積極的な高圧が重要である。前期高齢者（65歳以上）では140/90mmHg未満とする。

2. 動脈硬化性疾患診療ガイドライン2002年版（抜粋）－日本動脈硬化学会－
(高齢者（65歳以上）と女性に対する配慮)

- 本ガイドラインは65歳までを対象としたものである。
- 高齢者では生活環境、社会的環境、運動能力、生体内反応などの変化がみられ、いくつかの注意をもって管理する必要がある。
- ライフスタイルの改善は患者の運動能力、社会的活動性を考慮した上でおこなわなければならない。
- 75歳以上の高齢者では個々の患者の医学的、社会的背景を考慮して主治医の判断で対応すべきである。

3. 糖尿病治療ガイド2004-2005（抜粋）－日本糖尿病学会－

- 高齢者（65歳以上）の糖尿病患者は、高齢になって発症した糖尿病と青壮年発症の糖尿病で高齢になった者に分けて考えるべきであり、患者の年齢と罹病期間、慢性合併症の発症に要する年月を考慮して、血糖コントロールの目標を決定する。

老人保健事業の基本健康診査の委託先報告

(平成17年度実績より)

〔回収率〕

すべての都道府県より回答を得た。回収率100%

〔委託先別受診者数の割合〕

委託先	受診者数(人)	割合
医師会委託タイプ	8,423,841	65.1%
病院委託タイプ	543,679	4.2%
健診機関タイプ	3,544,311	27.4%
民間企業タイプ	6,917	0.1%
その他の	187,101	1.4%
直営タイプ	240,188	1.9%
合計	12,946,037	100.0%

その他の主な内訳

- 医師会外の診療所に委託
- 町診療所に委託
- 離島の診療所に委託
- 地域保健協議会に委託

〔委託先別市区町村数の割合〕

委託先	市区町村数	割合
医師会委託タイプ	995	29.6%
病院委託タイプ	615	18.3%
健診機関タイプ	1,517	45.1%
民間企業タイプ	7	0.2%
その他の	123	3.7%
直営タイプ	109	3.2%
合計	3,366	100.0%

※市区町村数 1,844(平成18年3月31日現在)

※委託先が重複している市区町村がある。

〔個別・集団の割合〕

	受診者数(人)	割合
個別健診	8,211,233	63.4%
集団健診	4,734,804	36.6%
合計	12,946,037	100.0%

※ここでの個別健診とは、一般外来と同様に受診することができること。

※ここでの集団健診とは、指定された場所で、日時を決めて健診を行うこと。

〔個別健診の割合の高い都道府県〕

都道府県名	個別健診の割合
神奈川県	94.1%
東京都	92.7%
富山県	89.1%
奈良県	88.7%
三重県	85.1%
香川県	84.7%
徳島県	84.4%
埼玉県	82.7%
島根県	81.6%
山口県	80.1%

〔集団健診の割合の高い都道府県〕

都道府県名	集団健診の割合
茨城県	92.3%
大分県	82.9%
愛媛県	81.9%
佐賀県	79.9%
高知県	79.4%
沖縄県	78.8%
福井県	78.8%
秋田県	77.9%
山梨県	77.9%
鹿児島県	76.7%

〔基本健康診査の委託を受けている病院数〕

(42都道府県中)

総病院数	委託病院数	割合
8,002	644	8.0%

〔各都道府県内の健診機関の数〕

健診機関数	都道府県数	割合
1カ所	3	6.4%
2カ所	12	25.5%
3カ所	5	10.6%
4カ所	6	12.8%
5カ所	3	6.4%
6カ所	5	10.6%
7カ所	3	6.4%
8カ所	3	6.4%
9カ所	1	2.1%
10カ所	1	2.1%
11カ所	1	2.1%
12カ所	1	2.1%
13カ所	1	2.1%
14カ所	0	0.0%
15カ所	1	2.1%
22カ所	1	2.1%
合計	47	100.0%

※健診機関の総数は245カ所

〔法人別の健診機関の数〕

名称等	健診機関数	割合
財団法人	124	50.6%
社団法人(医師会)	28	11.4%
社団法人(医師会以外)	28	11.4%
医療法人	27	11.0%
JA厚生連	19	7.8%
自治体立	5	2.0%
社会福祉法人	4	1.6%
個人医院	4	1.6%
日本赤十字社	3	1.2%
広域行政事務組合	3	1.2%
合計	245	100.0%

〔健診機関の特定保健指導の実施予定〕

	健診機関数	割合
実施予定あり	97	39.6%
検討はしているが未定	69	28.2%
実施予定なし	7	2.9%
事業者の意向は分からない	72	29.4%
合計	245	100.0%

} 67.8%

〔本報告において、「実施予定あり」「検討しているが未定」と回答した健診機関が20年度特定保健指導事業で「動機付け支援」「積極的支援」を実施した場合の試算〕

	人数
①「実施予定あり」「検討しているが未定」の健診機関の受診者数 (平成16年度実績より)	2,403,043人
②平成20年度の保健指導対象者 (動機づけ+積極的支援)	2,365,000人

特定保健指導のアウトソーシング先等実態調査実施要綱（案）

1. 趣旨

平成20年度から生活習慣病予防のための「特定健診・保健指導」を医療保険者が実施することとなる。この「特定健診・保健指導」では、糖尿病等の生活習慣病有病者及び予備群を25%減少させることを政策目標として掲げているところである。

また、「特定保健指導」の実施には、相当数の人的資源が必要となることから、医療保険者が特定保健指導業務を事業者に出スソーシング（業務委託）することが想定されている。

そこで、特定保健指導業務の出スソーシング先となる可能性のある事業者の実態を継続的に把握することを目的として、地方公共団体、関係団体の協力を得て、事業者の数や事業者の形態、保健指導に従事する保健師・管理栄養士等の数等の調査を行うこととする。

なお、地方公共団体、関係団体に対しては、本調査の結果及び事業者名簿を作成し、情報提供することとする。

2. 調査の対象

- ①平成18年度において市区町村の老人保健事業の基本健康診査を受託している事業者
- ②平成18年度において企業等の事業主健診を受託している事業者
- ③平成20年度からの「特定健診・保健指導」において、特定保健指導業務を行う可能性のある事業者

3. 調査の実施期間

平成19年1月12日～2月16日　その後、必要に応じて随時実施する。

4. 調査の事項

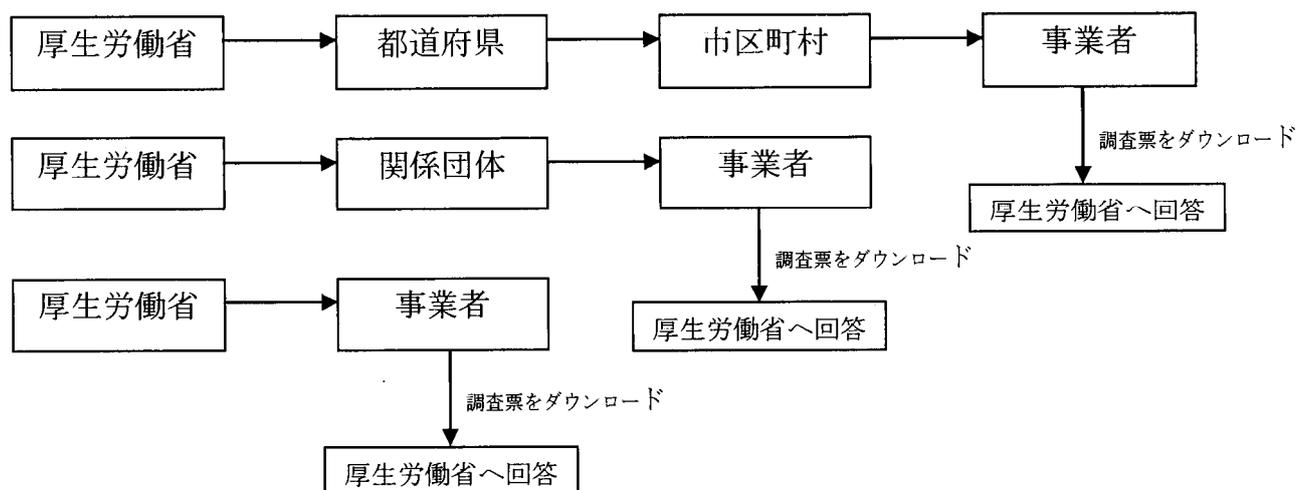
保健指導の実施の有無、事業所の事業形態、保健指導に従事する人員、採用計画、保健指導の内容等

5. 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

- ア) 調査依頼は、地方公共団体、関係団体を通じて該当する事業者へ配布・周知するとともに、厚生労働省ホームページにおいても広く周知することとする。
- イ) 厚生労働省ホームページ内に本調査のページを開設し、調査票についてはホームページ上でダウンロードするものとする。
- ウ) 調査の提出については、事業者において、必要事項を記入し、厚生労働省健康局総務課保健指導室あてに電子メールで返信するものとする。

(2) 調査の系統



6. 集計及び結果の公表等

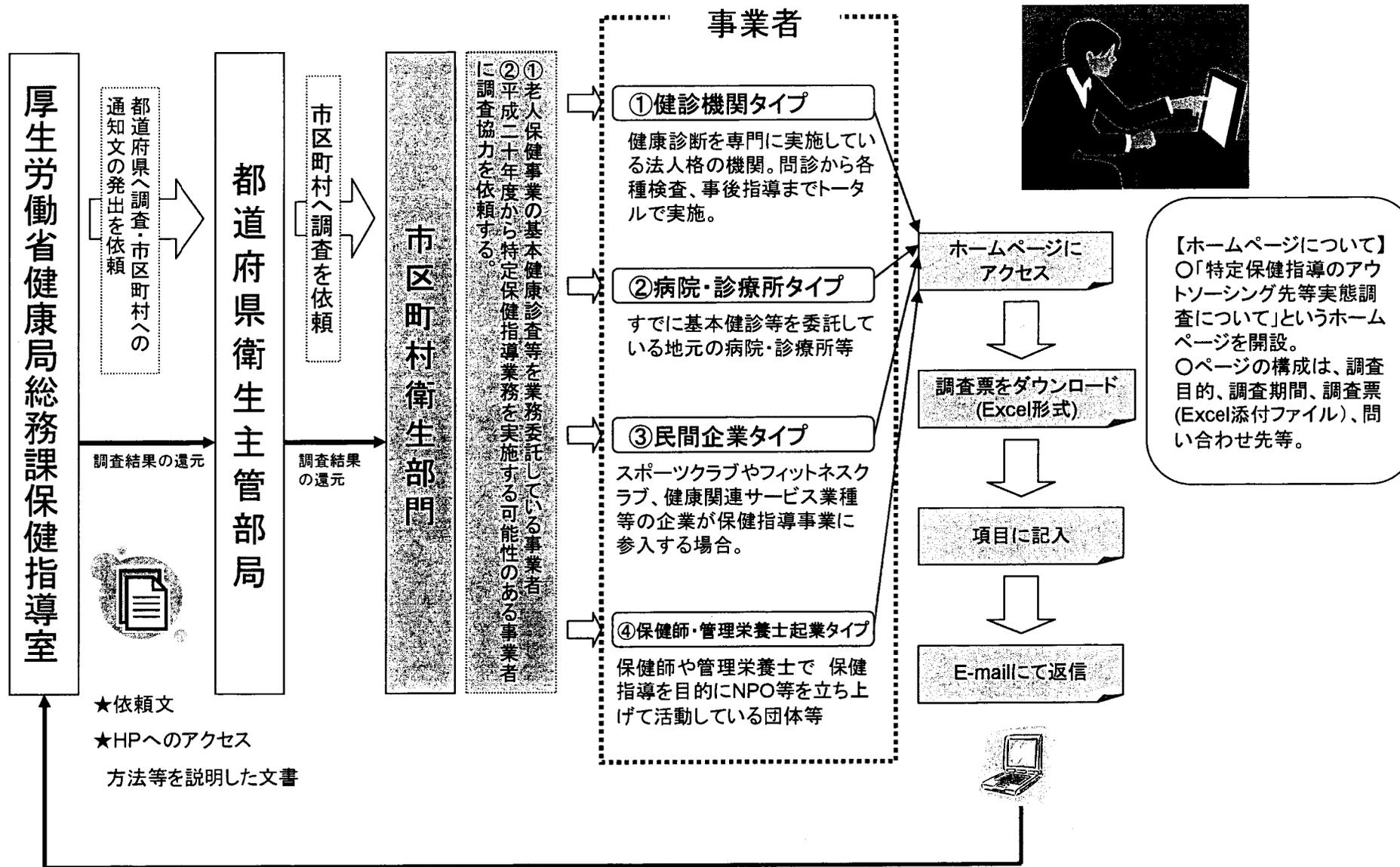
ア) 集計は厚生労働省健康局総務課保健指導室が行う。

イ) 結果については「標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会」等、「特定健診・保健指導」に関連のある検討会等において資料として活用する。

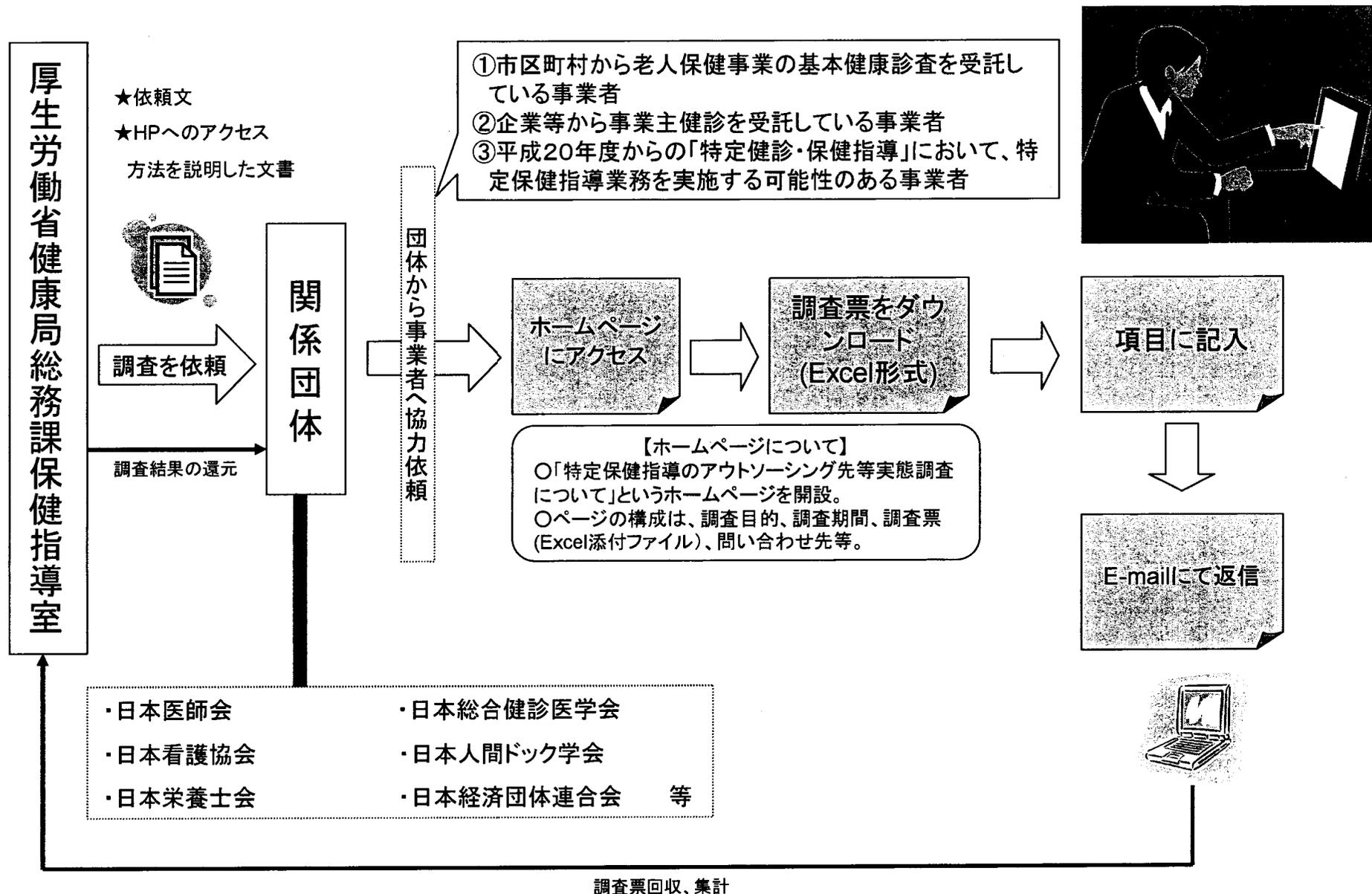
調査結果は、平成19年3月末を目途に地方公共団体、関係団体へも結果および事業者名簿を公表する。

ウ) 必要に応じ、調査協力事業者に対して、再調査を依頼することとする。

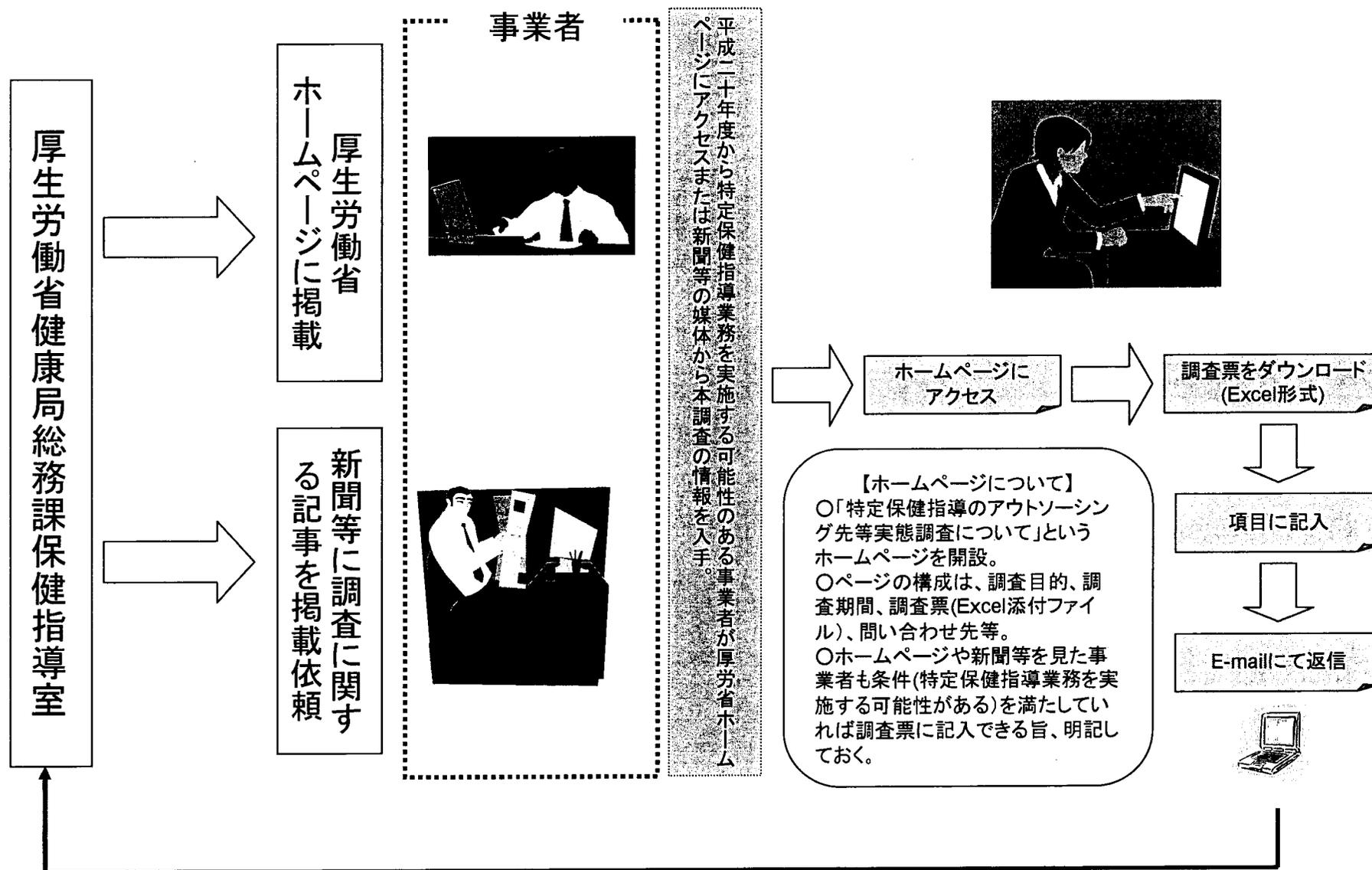
特定保健指導のアウトソーシング先等実態調査の流れ図 (厚労省-都道府県-市区町村-事業者)



特定保健指導のアウトソーシング先等実態調査の流れ図 (厚労省-関係団体-事業者)



特定保健指導のアウトソーシング先等実態調査の流れ図 (厚労省-事業者)



特定保健指導のアウトソーシング先等実態調査票(案)

- 本調査は次にあげる事業者を対象とした調査です。
- ①平成18年度に市区町村の老人保健事業の基本健康診査を受託している事業者
- ②平成18年度に企業から生活習慣病予防健診等を受託している事業者
- ③平成20年度からの「特定健診・保健指導」において、特定保健指導事業を行う可能性がある事業者
- 別ファイルの「保健指導の内容」および「アウトソーシング基準」をご覧になりご回答ください。
- 集計した結果につきましては「標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会」および関連する検討会等での資料や事業者名簿を作成し、地方自治体・関係団体への情報提供をおこないますのであらかじめご了承ください。
- 調査項目は平成19年1月1日現在の状況でご回答ください。

調査に関するお問い合わせ先
 厚生労働省健康局総務課保健指導室 担当 二宮 須藤
 TEL 03-5253-1111(内線 2392 2391) FAX 03-3503-8563

貴事業者の連絡先を下記に記入してください。

フリガナ		
名 称		
主たる事務所の 所在地または住所	〒(-)	
	電話番号	
	E-mail	
法人の種別		
担当者の職・氏名	職 名	
	フリガナ	
	氏 名	

1 貴事業者について教えてください。

- (1) 現時点(平成19年1月1日)で実施している健診および保健指導事業について当てはまる項目の番号一つを枠の中に記入してください。

番号	
----	--

- ① 健診事業のみ実施 ⇒(2)にお進みください
※ここでの健診とは老人保健事業の基本健診のこと。保健指導を付加的に行っている程度のものは健診事業として扱う。
- ② 健診事業と保健指導事業を実施 } ⇒(3)にお進みください
 ③ 保健指導事業のみ実施

- (2) (1)で①と回答された方におうかがいします。保健指導事業を行う予定はありますか。当てはまる項目の番号一つを枠の中に記入してください。

番号	
----	--

- ① 予定あり ⇒開始時期が決まっていれば記入してください (年 月)
- ② 予定なし ⇒ 5 にお進みください
- ③ 未定

- (3) 平成20年度から「特定健診・保健事業」を実施に際し、次の①～⑤の分類のうち、貴事業者の事業形態に最も近いと思われるか。当てはまる項目の番号一つを枠の中に記入してください。

番号	
----	--

① 健診機関タイプ

既存の健診機関が保健師、管理栄養士等(非常勤を含む)を雇用し、健診と併せて保健指導を行う場合。

② 病院・診療所タイプ

病院・診療所が保健指導を実施する場合(生活習慣病指導管理料等の保険診療によるものを除く)。

③ 民間企業タイプ

株式会社等が保健指導を実施する場合(産業保健の分野で保健指導を実施している企業が事業を拡大する場合や健康関連サービス業種等の企業が保健指導を実施する場合)。

④ 保健師・管理栄養士等起業タイプ

保健師、管理栄養士等が起業してNPO法人等を立ち上げ、保健指導を行う場合。

⑤ その他

2 保健指導のスタッフの人員についてお聞きます。

- (1) 現時点(平成19年1月1日)で保健指導を実施するスタッフについて、当てはまる項目の番号一つを枠の中に記入してください。

番号	
----	--

① いる ⇒現在のスタッフ数を下表に記入してください。

② いない

資格	人 数		
	常勤	非常勤 (常勤換算)	合計
① 医師	人	() 人	0 人
② 保健師	人	() 人	0 人
③ 管理栄養士	人	() 人	0 人
④ その他	0 人	0 人 (0) 人	0 人
()	人	() 人	0 人
()	人	() 人	0 人
()	人	() 人	0 人
()	人	() 人	0 人
()	人	() 人	0 人

注 非常勤欄の「常勤換算」は、「非常勤者の勤務時間の合計」を「常勤者の勤務時間」で割った数を記載してください。なお、常勤者の勤務時間は法定労働時間(1日8時間、週40時間)で計算してください。

例) 非常勤者の勤務時間の合計が週80時間(例:週5日4時間勤務の非常勤者が4名)の場合、「 $80 \div 40 = 2$ 」となり、「2」と記載。

- (2) 平成20年度からの「特定健診・保健指導」の実施に向けて、保健指導のスタッフの人員を確保または増員する予定がありますか。当てはまる項目の番号一つを枠の中に記入してください。

番号	
----	--

- ① 予定あり ⇒確保を予定している人数を下表に記入してください。
 ② 予定なし
 ③ 未定

資格	人 数		
	常勤	非常勤 (常勤換算)	合計
① 医師	人	() 人	0 人
② 保健師	人	() 人	0 人
③ 管理栄養士	人	() 人	0 人
④ その他	0 人	0 人 (0) 人	0 人
()	人	() 人	0 人
()	人	() 人	0 人
()	人	() 人	0 人
()	人	() 人	0 人
()	人	() 人	0 人

注 資格を限定せずに確保を予定されている場合は、その他の欄の()内に「資格限定なし」として、記載してください。また、保健師と管理栄養士という複数の資格に限定して確保を予定されている場合は、その他の欄の()内に「②または③」と記載してください。

- 3 保健指導に関する事業を行っている(行う予定がある)場合は、当てはまる項目の枠すべてに○を付けてください。

- ① 個別相談指導
 ② 通信(手紙、電話、インターネット等)を活用した指導
 ③ 集団指導(生活習慣病、メタボリックシンドロームに関する講義等)
 ④ 集団指導(運動の実践提供)
 ⑤ 集団指導(栄養の実践提供)
 ⑥ その他 ⇒ [その他の具体的な内容]

- 4 保健指導のアウトソーシングに関することでご意見・ご感想があれば枠の中に記入してください。(自由記載)

- 5 今後も「特定健診・保健指導」に関する調査に御協力いただけますか。当てはまる項目の枠に○を付けてください。

はい いいえ

ご回答ありがとうございました。